

北浅井町町内における重機を使用した工事に関する取扱い

北浅井町町内会

今後、北浅井町町内において、大型重機等を使用した工事があった場合には、町内会長から工事業者等に対し、下記の内容の申し入れを行い、工事業者等の同意を得る。

工事業者の同意が得られた場合に、町内会長が必要と判断したときは、別紙の合意書を作成する。

なお、北浅井町の住民は、該当する工事を行うときや工事が行われることを知ったときは、速やかにその旨を町内会長に連絡する。

記

1 該当する工事

- ① 住宅・店舗・事務所・工場・倉庫その他の建物・建造物の新築又は改修工事
- ② 宅地造成その他の土地造成又は改良工事（側溝工事を含む。）

2 本件の対象となる工事の内容

工事のために大型重機又は大型車両（総重量8トン以上）を使用し、その使用のために町内の道路を使用する場合

3 使用する道路

町内の道路（国道、県道、市道及び私道を含む。）

4 申し入れの内容

- (1) 道路上で重機等を使用する場合は、道路に鉄板を敷設するなどして、道路の破損の防止や強度に支障のないよう十分な対策を実施する。
明らかに道路の破損や強度に支障が生ずると思われる大型重機の使用は認めない。
- (2) 工事により道路に補修が必要な損傷を生じさせた場合は、工事終了後、速やかにその補修を行う。
この場合の補修に要する費用は工事業者の負担とする。
- (3) その他、工事に当たって必要な事項が生じた際には、速やかに町内会長と協議し、その了承を得るものとする。

以上

(別紙)

北浅井町町内における重機を使用した工事に関する合意書

甲（北浅井町町内会）と乙（工事業者）は、下記の工事に関して、次のとおり合意する。

記

1 工事名

2 工事場所

3 合意の内容

- (1) 乙は、道路上で重機等を使用する場合は、道路に鉄板を敷設するなどして、道路の破損の防止や強度に支障のないよう十分な対策を実施する。明らかに道路の破損や強度に支障が生ずると思われる大型重機の使用は認めない。
- (2) 工事により道路に補修が必要な損傷を生じさせた場合は、乙は、工事終了後、速やかにその補修を行う。
この場合の補修に要する費用は乙の負担とする。
- (3) その他、工事に当たって必要な事項が生じた際には、速やかに、乙は甲と協議し、甲の了承を得るものとする。

令和 年 月 日

(甲) (北浅井町町内会)
北浅井町町内会長

印

(乙) (工事業者)

印

(記載例)

北浅井町町内における重機を使用した工事に関する合意書

甲（北浅井町町内会長）と乙（工事業者）は、下記の工事に関して、次のとおり合意する。

記

1 工事名

〇〇店舗建築工事

2 工事場所

北浅井町〇〇〇番地

3 合意の内容

- (4) 乙は、道路上で重機等を使用する場合は、道路に鉄板を敷設するなどして、道路の破損の防止や強度に支障のないよう十分な対策を実施する。明らかに道路の破損や強度に支障が生ずると思われる大型重機の使用は認めない。
- (5) 工事により道路に補修が必要な損傷を生じさせた場合は、乙は、工事終了後、速やかにその補修を行う。
この場合の補修に要する費用は乙の負担とする。
- (6) その他、工事に当たって必要な事項が生じた際には、速やかに、乙は甲と協議し、甲の了承を得るものとする。

令和〇年〇月〇日

(甲) (北浅井町内会)

北浅井町町内会長

〇 〇 〇 〇 印

(乙) (工事業者)

〇〇建設株式会社

工事責任者（又は代表取締役社長）

〇 〇 〇 〇 印